

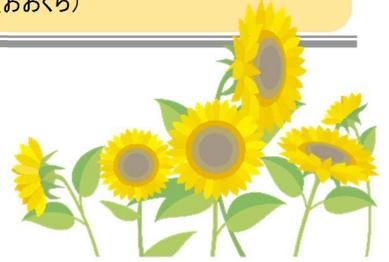


社会保険労務士事務所
あおぞらコンサルティング
あおぞらLetter

〒101-0044
東京都千代田区鍛冶町1丁目6番15号
井門神田駅前ビル22号室
電話:03-3526-4277 FAX:03-3526-4276
担当:大庫(おおくら)

夏休み 特別企画

今年も暑い夏が到来しました。あおぞらLetterの読者のみなさまはいかがお過ごしでしょうか？夏休み恒例の(!)特別企画「社会保険・労働関係クイズ」をお届けします。お仕事の息抜きにぜひ解いてみてください！



問題1 パートタイム労働者^{*}の雇用契約書には、「昇給・賞与・退職金の有無・雇用管理の改善等に関する事項に係る相談窓口」の記載が必要である。

^{*}パート、アルバイト等の呼称に関わらず、正社員より所定時間が短い労働者

問題2 2016年1月よりマイナンバーの利用が開始されるにあたって、2015年10月5日より、世帯ごとに「個人番号カード」(本人の身元確認にも利用できるカード)が簡易書留で送付される。

問題3 2015年12月より従業員50人以上の事業場は、毎年1回ストレスチェックを実施しなければならないが、労基署等へ報告の義務は無い。

問題4 「管理監督者」であっても、深夜業(22時から翌日5時まで)を行った場合、時間単価×25%以上の割増賃金を支払う必要がある。

解答 & 解説

問題1 : ○ 「相談窓口」の記載も必要です。

2015年4月パートタイム労働法改正により、パートタイム労働者の「雇用管理の改善等に関する事項に係る相談窓口」の設置が義務付けられ、かつ、雇用契約書等に当該「相談窓口」の記載が必要となりました。

なお、雇用契約書には労働基準法で定められている事項(契約期間、賃金、就業場所等)の記載も必須です。

【参照】あおぞらレター168号 <http://sr-aozora.biz/contents/letter/168.pdf>

問題2 : × 2015年10月5日より「通知カード」「個人番号カードの申請書」が届きます。

個人番号カードは「身分証明書」や「各自治体が定めるサービス(図書館カード等)」として使用できるほか、e-Tax等の電子申請が行える電子証明書も標準搭載されます。

【参照】あおぞらレター176号 <http://sr-aozora.biz/contents/letter/176.pdf>

問題3 : × ストレスチェックの結果は、労働基準監督署へ報告する義務があります。

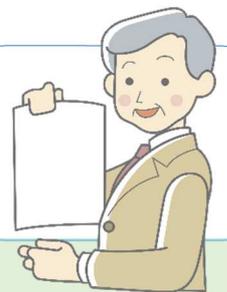
ストレスチェックの結果については、年1回定期的に労働基準監督署への報告が義務付けられており、また、検査結果(従業員の同意要)や面接指導の結果について記録を作成し、5年間保存する必要があります。

【参照】あおぞらレター175号 <http://sr-aozora.biz/contents/letter/175.pdf>

問題4 : ○ 「管理監督者」であっても、深夜業については割増賃金の支払は必要です。

また、管理監督者についても、長時間労働となった場合は医師による面接指導等が必要となることから、会社は管理監督者の労働時間を適正に管理する必要があります。

【参照】あおぞらレター167号 <http://sr-aozora.biz/contents/letter/167.pdf>



● 雇用保険の賃金日額の変更について

厚生労働省が実施する毎月勤労統計調査の平均定期給与額の増減により、雇用保険の賃金日額の上限額が毎年8月1日に改定されます。今回、平成26年度の平均定期給与額が約0.07%増加したことにより、右のように**育児休業給付**、**介護休業給付**、**高年齢雇用継続給付**の支給上限額が引き上げられましたのでお知らせいたします。

- 育児休業給付 支給限度額上限：
支給率67%：285,420円 → **285,621円**
支給率50%：213,000円 → **213,150円**
- 介護休業給付 支給限度額上限：
170,400円 → **170,520円**
- 高年齢雇用継続給付の算定に関わる支給限度額：
340,761円 → **341,015円**

その他の詳細やご不明な点は弊所担当までお問い合わせください。TEL. 03-3526-4277